

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第22条第1項	幼保連携型認定こども園の設置認可の取消	子育てあんしん課

1 処分基準は、次のとおりとする。

幼保連携型認定こども園の設置者が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。